

入 札 説 明 書

令和6年6月4日公表の千葉市緑区鎌取コミュニティセンターLED 照明灯交換修繕の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 希望型指名競争入札に付する事項

(1) 件名

千葉市緑区鎌取コミュニティセンターLED 照明灯交換修繕

(2) 委託案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年11月29日（金）まで

(4) 履行場所

千葉市緑区おゆみ野3丁目15-2

2 入札参加資格

希望型指名競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市建設工事入札参加資格者名簿に登録があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、入札参加申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(3) 過去5年度（令和元年度から令和5年度）に電気設備の修繕等について履行実績があること。

3 希望型指名競争入札参加申請書の提出

希望型指名競争入札に参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公表の日から令和6年6月11日（火）まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時分から午後5時まで)
郵送による場合は、令和6年6月11日（火）の午後5時までに書留郵便にて必着とする。
- (2) 提出場所 千葉市緑区役所地域づくり支援課
- (3) 提出方法 持参または書留郵便
- (4) 確認通知 令和6年6月17日（月）までに申請者に入札通知書を緑区役所地域づくり支援課にて手交または発送する。

4 仕様書に関する質問について

- (1) 受付期間 入札通知書の通知を受けた日から令和6年6月20日（木）までの期間に電子メールにて受け付ける。
- (2) 回答方法 令和6年6月24日（月）までに電子メールにて回答する。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
日 時 令和6年6月26日（水） 午前11時00分
場 所 千葉市緑区役所地域づくり支援課1階会議室
入札通知書の提示を求めるので必ず持参すること。
- (2) 入札方法
入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。
ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時30分までに書留郵便にて必着のこと。
- (3) 入札書に記載する金額
入札金額は、一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札時の提出書類
入札の際、代理人が入札・開札に立ち会う場合は入札書のほか、市指定の委任状を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。
- (5) 入札保証金
要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第20条の2に該当する場合

は、免除とする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、前の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市緑区おゆみ野3丁目15-3

千葉市緑区役所地域づくり支援課

電話 043-292-8105

電子メール chiikizukuri.MID@city.chiba.lg.jp